

富津公園指定管理者募集要項等に係る質問及び回答

	質問	回答
富津1	募集要項P7 7 管理運営経費等 (4) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定 ・指定管理期間中に現時点で県として予定している大規模改修・更新工事、また、それに伴う施設利用中止の見込みがありましたら、ご教示ください。	現時点では、指定管理期間中に予定している大規模改修・更新工事に伴う施設利用中止の予定はございません。 なお、屋外プール（ジャンボプール）については、令和8年度から令和9年度にかけてちびっこプール機械室新築工事、令和8年度から令和10年度にかけて造波プール造波設備更新工事を予定しております。
富津2	募集要項P7 7 管理運営経費等 (5) 県が実施する事業への協力② ・「指定管理料の額の算定の基礎とした諸要素に変動があったときは、県と指定管理者の協議の上、指定管理料の変更をする場合がある」とありますが、改修・更新やそれに伴う施設利用の一時中止は、当該「諸要素の変動」に含まれ、指定管理料変更協議の対象となる理解でよいか、ご教示ください。	指定管理料変更協議の対象となります。 なお、指定管理料の変更の可否及び内容については、協議により決定します。
富津3	募集要項P6 7 管理運営経費等 (1) 管理運営経費 募集要項P7 7 管理運営経費等 (5) 県が実施する事業への協力② ・指定管理料について、「積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更」や「物価水準の大幅な変動等があった場合」、また、「県が実施する事業への協力により、額の算定の基礎とした諸要素に変動があったとき」には、「県と指定管理者の協議により指定管理料の額を変更することがある」とありますが、指定管理料変更協議の対象となる「指定管理業務の変更」、「物価水準の大幅な変動等」および「諸要素の変動」について、県として想定している判断の考え方や具体例があればご教示ください。	その時々社会経済情勢や影響の程度等を踏まえ、個別に判断することとしています。
富津4	募集要項P6 7 管理運営経費等 (1) 管理運営経費 ・指定管理料が前回公募時から増額となった主な要因をご教示ください。	労務費の上昇が主な要因です。
富津5	募集要項P.22～24 管理運営基準 (2) 施設管理 ・屋内プールのサウナについては、貯湯槽（お湯をためるタンク）の清掃及び消毒を原則として「1年に1回以上」実施することが、公衆浴場法に基づく都道府県等の条例及び衛生管理要領において義務付けられておりますが、これは管理運営基準のどの項目に該当するのか、お伺いいたします。	今回の業務内容には該当しないことから、土木事務所において対応することとします。
富津6	・「エアロゾル（微細な水しぶき）を発生させやすいプール設備（ウォーターライダー）については、厚生労働省の衛生基準に基づき、年1回以上のレジオネラ属菌検査が実質的に義務付けられておりますが、これは管理運営基準のどの項目に該当するのか、お伺いいたします。	今回の業務内容には該当しないことから、土木事務所において対応することとします。
富津7	募集要項P.18 参考資料-5 1収支実績 (4) 修繕費 ・修繕費として計上されている金額の根拠をお示しく下さい。（千葉県が実施した修繕に係る費用のみか、または、指定管理者及び千葉県が実施した金額（30～100万円以内）の合計額等）	指定管理者（30万円以内）及び土木事務所（30～100万円以内）において実施した合計額になります。
富津8	募集要項P6～7 管理運営経費等 (1) 管理運営経費等 ・指定管理料に含まれる重油代については、価格変動の影響が大きいため、指定管理料の積算時に採用した重油単価、想定使用量、単価の基準日、単価の算定根拠・参考資料を開示していただけますでしょうか。	過年度（令和4年度から令和6年度）の指定管理業務の実績の平均を参考に積算しています。
富津9	募集要項P7 7 管理運営経費等 (4) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定 ・富津公園の駐車場については現在無料となっておりますが、千葉県と協議の上、有料化することは可能でしょうか、お伺いいたします。	富津公園の駐車場については、有料化を想定していません。
(説明会当日質問事項)		
富津10	募集要項P6 7管理運営経費等 (1) 管理運営経費 「指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。」の記載について、通常であれば指定管理者側に有利な増額の変更が今までであれば基本かと思うが、状況によっては減額の変更もあり得るのかどうか。	指定管理料変更協議の対象となります。 なお、指定管理料の変更の可否及び内容については、協議により決定します。
富津11	募集要項P.22 管理運営基準 (1) 植物管理 花壇管理について、（1㎡あたり25株目安）の表記は、目安と書いてあるので指定管理者に任されているのか、どの程度25株に拘束されるのか。	25株は目安であり、必ず拘束されるものではありません。
富津12	募集要項P.26 管理運営基準 (7) 修繕業務 1件当たりの費用が100万円未満に今回から変更になるが、予算が尽きても100万円未満であれば必ず指定管理者になるのか。若しくは、あまりにも修繕が多すぎて指定管理者では対応できないとなった場合は、100万円未満のものでも今まで通り、県で対応いただけるのか。	指定管理料変更協議の対象となります。 なお、指定管理料の変更の可否及び内容については、協議により決定します。